

奈良県告示第百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年九月三十日富雄川筋字十ヶ土地改良区の定款の変更を認可した。

令和三年十月八日

奈良県知事 荒井正吾